

三島市がん患者医療用補整具購入費支援事業のご案内

三島市では、がん治療による外見変貌を補完する「医療用ウィッグ(かつら)」や「乳房補整具」の費用の一部補助する事業を実施します。

1 対象になる方(以下の要件を全て満たす方)

- ① 三島市に住所を有する方(購入した日から助成の申請を行う日まで住民票がある市民)
- ② がんと診断され、その治療を受けた、又は、現に受けている方
- ③ がんの治療に起因する脱毛、又は、乳房を切除したことに伴う医療用補整具を購入した方
- ④ 過去に県内外において同種の補助を受けていない方

2 補助対象の内容

内 容	要 件	補助上限金額
医療用ウィッグ	全頭用であるもの (装着時に皮膚を保護するネットを含む)	2万
乳房補整具	補整下着(下着とともに使用するパッド含む)・乳房パッド	2万
	人工乳房(肌に直接接着させて使用するもの)	10万

※付属品や消耗品は補助の対象外

3 補助回数について

対象者1人につき1回のみ (医療用ウィッグ、乳房補整具それぞれ)

4 申請に必要な書類

※申請に対象者本人以外の家族が来所の場合は、必ず委任状を持参して下さい。

(ホームページからダウンロード、または三島市立保健センターで様式等をお渡しします)

- 三島市がん患者医療用補整具購入費補助金交付申請書 (様式第1号)
- がんの治療に伴う脱毛又は乳房を切除したことを証明する書類(診断書、治療方針計画書等)
- 医療用補整具の購入に係る領収書
(対象者氏名、購入年月日、品名、金額、発行者名称、発行者住所の記載があるもの、複数個購入の際は明細書も添付)
- 通帳の写し(振込を希望する金融機関のもので補助対象者本人の口座)
※補助対象者本人が未成年の場合は、親権者等(申請者)の口座
- 印鑑(スタンプ式でないもの)
- 補助対象者本人の住民税の納税証明書または非課税証明書
〔 住民税が課税されている方:納税証明書(課税(所得)証明書ではありません)
 住民税非課税の方:非課税証明書 〕

※補助対象者本人が未成年の場合は、親権者等(申請者)の納税証明書または非課税証明書

5 申請先及び問い合わせ先

〒411-0832 三島市南二日町8番35号 (三島市立保健センター)

三島市健康づくり課 成人保健係

電 話 : 055-981-4563 FAX : 055-976-8896

6 Q&A

質問	回答
補助してもらえる回数は何回ですか。	1人1回の申請です。ただし、ウィッグと補整具はそれぞれ1回の申請が可能です。
補整具の購入個数は1つに限られますか。	購入個数は問いません。まとめて申請してください。購入品が補助限度額未満でも申請は1回しかできません。ご注意ください。
再発した場合や、異なるがんに罹患した場合、転移した場合、再度申請可能ですか。	できません。
いつまでに申請すればいいですか。	4月から12月に購入した場合、翌年の3月31日までが申請期限です。 1月から3月に購入した場合、購入日から90日以内が申請期限です。
乳房補整具は乳がんによるものに限られていますか。	がん種は問いません。がん治療における外見の変化をカバーする乳房補整具であれば対象になります。
乳房補整具について、補助対象とならないものは何ですか。	入浴時に乳房を保護するバスタimeカバーや、乳房切除・再建術等の手術部を保護する目的の下着は補助の対象となりません。 ※日常的に欠損部分を補完する目的のものが対象です。
ウィッグの付属品はどこまで対象となりますか。	ウィッグを装着するためのネット以外の付属品として、スタンド、ケア用品(クリーナー、リンス、ブラシ)は対象となりません。 また、購入のために要した交通費及び郵送費等は補助の対象外となります。
インターネットで購入(クレジットカード)した。領収書がありません。どうしたらよいですか。	領収書に代わるものとしてレシート、支払い明細書での提出も可能ですが、①申請者氏名②購入日③購入金額 購入品目、領収書発行者の名称、住所が確認できるものを合わせてご提出ください。
インターネットで購入(クレジットカード)した際、付与されるポイントを利用しましたが、ポイント分は補助対象になりますか。	ポイント利用分の額は補助対象外となります。 (例)22,000円のウィッグを貯まっていた4,000ポイント分利用した。実際の支払額は18,000円であるため、補助対象額は18,000円となります。
人工乳房と乳房パッドの違いは何ですか。	人工乳房は肌に直接接着させて使用するもので、乳房パッドは下着で支えたり下着に入れて使用するものです。 購入時に「人工乳房」と記載されていても、人工乳房ではなく乳房パッドとしての補助対象となる場合があります。